

エジプトにおける外資企業法務相談ホットトピック：
駐在員事務所閉鎖、外貨での給与支払い、
投資インセンティブ

(2024年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

カイロ事務所

ビジネス展開課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）カイロ事務所が現地法律事務所Riad & Riad Law Firmに作成委託し、2024年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびRiad & Riad Law Firmは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびRiad & Riad Law Firmが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・カイロ事務所

E-mail：CAR@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 駐在員事務所の閉鎖について	1
A. 法律上の概要.....	1
B. RO 閉鎖の手続き	1
II. 外貨規制-エジプト国内での米ドル建て取引	4
A. 法律上の概要.....	4
B. 米ドルでの給与支払い.....	4
➤ 実務的側面	5
C. 外貨建て不動産の売買.....	5
III. 産業プロジェクトへの新たな投資インセンティブ	6
A. 税制優遇措置の対象となる産業投資プロジェクト.....	6
B. 資格基準.....	6
C. 税制優遇措置のカテゴリー	7
D. 所轄当局.....	7
E. 申請手続き	8
F. 期間	8
G. 証明書の発行.....	8
H. 奨励金の支払い.....	8
I. 暫定承認.....	9
J. 税制優遇措置の禁止または取り消し.....	9

エジプトにおける外資企業法務相談ホットトピック：
駐在員事務所閉鎖、外貨での給与支払い、投資インセンティブ

I. 駐在員事務所の閉鎖について

A. 法律上の概要

外国企業はエジプトに駐在員事務所（以下「RO」）を設立し、エジプトで商取引や事業活動を行わないことを条件に、市場調査や研究を行うことのみを目的として活動することができる¹。

2018年、投資・フリーゾーン庁（以下「GAFI」）は政令を公布し、ROはGAFIに対して特定のデータ、すなわち、ROが雇用した従業員のリスト、従業員の職種、国籍および給与、ROが1年間に実施した調査、ROがこの情報を親会社に送付した証拠、調査の完了部分と残りの部分を示したスケジュール表、達成結果を明確にした年次報告書を提出することが義務づけられた。

ROには通常1年間の登録証が与えられ、最長3年まで更新できる。エジプトで設立から3年以上経過したROは閉鎖され、その後も活動を続ける場合、親会社はエジプトに新会社または支店を設立しなければならない。

B. RO閉鎖の手続き

エジプトにおいて、日本企業を含む外資企業がROの閉鎖手続きの遅れや障害に直面する例がある。そのため、ROの閉鎖プロセスを簡素化するために実施すべき手順を以下に明らかにする。

所轄当局	必要書類	スケジュール
ステップ1 - 親会社によるRO閉鎖の決議		
該当なし	<ul style="list-style-type: none">- ROの閉鎖を決定するには親会社の取締役会の決議を経なければならない。- この決議は親会社の所在する国のエジプト大使館によって領事認証を受けなければならない。	10～15日

¹ 会社法第(173)条

所轄当局	必要書類	スケジュール
ステップ2 - RO の従業員の解雇		
該当なし	<ul style="list-style-type: none"> - RO は従業員の雇用契約を終了させなければならない。すなわち、従業員に自己都合による退職の辞表と社会保険書式（6）への署名を求める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> - スケジュールは、RO が雇用する従業員の数によって異なる。
ステップ3 - 社会保険当局および税務当局から社会保険清算証明書および納税証明書を取得する		
社会保険 当局	<ul style="list-style-type: none"> - RO は、解雇された従業員の辞表と社会保険書式（6）を所轄社会保険事務所に提出し、RO の社会保険ファイルから削除および登録抹消しなければならない。 - RO は、未納の社会保険料および負債をすべて支払わなければならない。 - RO は社会保険当局に申請し、GAFI 宛の清算証明書（RO に従業員がおらず、未払加入金が支払い済みであることを証明するもの）を取得しなければならない。 - 社会保険当局は清算証明書を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 解雇された従業員の数による。一般的に、平均 5～15 人の従業員がいる RO では、従業員の社会保険を解約し、清算証明書を取得するために3～4週間を要する。
税務当局	<ul style="list-style-type: none"> - RO は、閉鎖の前段階として業務停止を税務当局に通知しなければならない。 - RO は、未納の租税公課（給与所得税）をすべて納付しなければならない。 - 税務当局は RO の税務ファイルを調査し、RO が適用される税務規則と実務を遵守していること、および未納金が全額納付されていることを確認する。 - 税務当局は納税証明書を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> - そのスケジュールは、RO の業務範囲および通常の納税によって個別に異なる。 - もともと RO の税務ファイルを作成しておらず定期的または毎月の給与所得税を支払っていなかったために、この証明書の取得に数カ月を費やした企業が多くあった。

		- 通常の業務では、未納税金の処理と納税証明書の発行に4～6週間を要する。
所轄当局	必要書類	スケジュール
ステップ4 - GAFIにおけるROの閉鎖		
GAFI	<ul style="list-style-type: none"> - RO は、GAFI の投資サービス部門に RO 閉鎖の申請書を提出しなければならない。 - 申請書は以下の書類を添えて提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 親会社による RO 閉鎖の決議（上記ステップ1を参照されたい） ○ ROの登録証明書 ○ 納税証明書および社会保険清算証明書（上記ステップ3を参照されたい） ○ 閉鎖手続きにおいてROを代理する法定代理人（POA）の委任状 - GAFI は記録から RO の登録を抹消し、閉鎖証明書を発行する。証明書を数通発行し、税務当局、社会保険当局などの政府当局に送付することができる。 - 閉鎖証明書の発行手数料は、証明書 1 通につき 2,000 エジプト・ポンドである。 	GAFI がすべての必要書類を受理した日から2～5営業日。
ステップ5-RO の社会保険および税務ファイルを開鎖する		
税務当局	- GAFI から税務当局宛の開鎖証明書を取得した後、RO の税務ファイルを正式に閉鎖するためこの証明書を税務当局に提出する。	5～15 日
社会保険当局	- GAFI から社会保険当局宛の開鎖証明書を取得した後、RO の社会保険ファイルを正式に閉鎖するためこの証明書を社会保険当局に提出する。	5～15 日

II. 外貨規制-エジプト国内での米ドル建て取引

エジプトにおける外貨不足の現状に鑑み、エジプトにおいてエジプト・ポンド以外の通貨で取引を行うことの合法性やリスクについて、さまざまな業種・業界の顧客から多くの問い合わせがある。

A. 法律上の概要

2020年新銀行法第194号（以下「銀行法」）は、すべての自然人または法人が外貨を所有、受領、保有し、エジプト国内外での送金を含む外貨の取引または取引を行うことを認めている。ただし、このような取引は認可された銀行を通じて行わなければならない。銀行法ではさらに、エジプト国内での取引は、国際条約、法律、またはエジプト中央銀行（以下「CBE」）が発行する政令に別段の定めがない限り、現地通貨（エジプト・ポンド）で行わなければならないと規定している。²

銀行法の施行規則はまだ発行されていない。そのため、2003年旧銀行法第88号の施行規則は、CBEが新たな施行規則を発行するまで有効である。³旧銀行法施行規則第42条は、エジプト国内で行える外貨取引を以下のように列挙している。

- エジプト以外の当事者と締結された、または契約締結の一部として、外国の要素が含まれる請負契約、供給契約、サービス契約
- 割賦金および保険金額が外貨で支払われる保険契約
- 観光活動、観光施設、免税店、カジノなど、性質上外貨を扱う必要があるもの
- フリーゾーンや経済特区で活動するプロジェクト

B. 米ドルでの給与支払い

エジプト国内での給与を外貨（米ドル）で支払う可能性について、CBE（外国為替部）側は、従業員の国籍によってその答えは異なるとしている。

- **エジプト国籍以外の従業員**：雇用契約書に規定があれば外貨で給与を受け取ることができる。
- **エジプト国籍の従業員**：給与はエジプト・ポンドで支払わなければならない。

² 銀行法第212条

³ 2004年大統領令第101号により発布

上記条件に適合する限り、会社または雇用主がエジプトの認可銀行を通じて従業員に給与を支払う場合（銀行振込や銀行小切手による支払い）、米ドルでの給与支払いに対して銀行法上の制裁は課されない。しかし、現実的な観点からは、銀行での取引処理にさらに時間がかかる可能性があり、銀行は補助書類（雇用契約書のコピー、会社の納税カードなど）の提出を求めることがある。

▶ 実務的側面

エジプトでは、給与（全額または一部）を外貨建てで決定し、固定為替レート（CBE が発表する公式レートよりも高いレート）に基づきエジプト・ポンドで支払うことに従業員と合意する企業もみられる。

公式レートは 1 米ドル=31 エジプト・ポンドだが、パラレル/非公式市場のレートは 1米ドル=60エジプト・ポンドである（2024年1月現在）。企業は、例えば1米ドル=40エジプト・ポンド（または公式レートと非公式レートの間位置するその他のレート）に基づいてエジプト・ポンドで給与を支払うことに同意することができる。

しかし、CBE は間もなくエジプト・ポンドのより柔軟な変動相場制を発表すると予想されているため、この慣行は将来的に問題を引き起こす可能性がある。

C. 外貨建て不動産の売買

この件は関連法規で規制されていないが、CBE の外国為替局長は、契約上の取り決めを裏付ける書類があり、当事者の一方が外国企業または個人であれば、エジプト国内の不動産に関する契約を外貨で締結することは許容されるとしている。

III. 産業プロジェクトへの新たな投資インセンティブ

2017年投資法第72号および2023年改正投資法160号（以下「投資法」）に基づき既に付与されている優遇措置⁴に加え、エジプト内閣は最近2023年12月28日に政令2023年第77号（「政令」）を發布し、産業投資プロジェクトおよびその拡張プロジェクト⁵（以下「産業プロジェクト」）に対する新たな税制優遇措置を付与した。

A. 税制優遇措置の対象となる産業投資プロジェクト

新たに決定された税制優遇措置の対象となる産業プロジェクトは、以下の分野で活動および生産するプロジェクトである⁶。

- 金属産業
- 化学産業
- エンジニアリング産業
- 医療・製薬産業
- 繊維産業
- 鉱業

B. 資格基準

産業プロジェクトは、以下の条件を満たすことにより、税制優遇措置の対象となる。

1. 投資法で定められた期間内、すなわち遅くとも2029年7月までに操業を開始しなければならない。この期間は、閣議決定によりさらに6年間更新することができる。⁷

⁴ 一般奨励措置、特別奨励措置、追加奨励措置を含め、詳細はジェトロウェブサイト「[外資に関する奨励](#)」およびRiad & Riad Law Firm ウェブサイトを参照されたい。
<https://riad-riad.com/egypt-amendment-to-the-investment-law/>

⁵ プロジェクトの拡張とは、プロジェクトの生産量増加につながる新たな資産の追加を意味し、GAFI に属する委員会が、プロジェクトの拡張の可否を検討する責任を負う。注意すべき点は、投資プロジェクトの拡張に対する奨励金は、拡張による生産量の増加分に限定されることである。

⁶ 政令には、各分野の工業プロジェクトで製造・生産される全製品の詳細が記載された表が添付されている。政令に従い、対象製品の売上高が総売上高の50%を超える場合、プロジェクトはリストアップされた工業製品の生産者とみなされる。

⁷ 投資法第11条の2

2. 同法が定める地理的区域 A⁸内の地域、または内閣が定める遠隔地、もしくは新都市コミュニティ、工業ゾーン、投資ゾーン、技術ゾーンに設立されなければならない。
3. 操業開始日まで、その資金調達の少なくとも 50%を外貨で賄わなければならない。具体的には、(1) 海外からエジプト国内の銀行への外貨送金でプロジェクト資金を調達する、(2) プロジェクトの資本金として、もしくは株式の引き受けのため、国内銀行に外貨を送金する、(3) プロジェクト実施のため輸入された機械、設備、原材料を外貨で購入する、(4) エジプト国内で外資企業が得た本国送金可能な利益でプロジェクトを設立する、など。

C. 税制優遇措置のカテゴリー

政令に基づく優遇措置は、産業プロジェクトの海外からの資金および融資の割合に応じて、以下の三つのカテゴリーに分類される。

1. 産業プロジェクトが海外からの資金に依存し、その割合が 50%以上で 75%を超えない場合、プロジェクトにかかる所得税の 35%相当の現金奨励金
2. 産業プロジェクトが海外からの資金に依存し、その割合が 75%以上で 90%を超えない場合、プロジェクトにかかる所得税の 45%相当の現金奨励金
3. 産業プロジェクトが 90%以上海外からの資金に依存している場合、プロジェクトにかかる所得税の 55%相当の現金奨励金

D. 所轄当局

政令は、GAFI 長官を委員長とし、以下の団体の代表者をメンバーとする新しい委員会（以下「委員会」）を設置することを規定している。

- 貿易産業省
- CBE
- 財務省
- 工業開発庁 (IDA)

⁸ ゾーン (A) には、スエズ運河経済特区、Golden Triangle 経済特区、新行政首都ゾーン、ギザ県南部、スエズ運河沿の一带（ポートサイド、イスマレーヤ、およびスエズの運河東岸）、サファガ南部から紅海県を含む国境一带、上エジプトに所在する県が含まれる。その他、首相が決定した最も開発が必要な地域。

- エジプト税務当局
- 産業近代化当局

委員会は、投資家が本優遇措置の対象となるための申請を審査し、適格基準を満たすかどうかを判断する責任を負う。

E. 申請手続き

本税制優遇措置の適用を受けるため、投資家は、優遇措置の適用を希望する旨を必要書類を添えて当委員会に申し出るものとする。この申請には、以下を含めなければならない。

- 産業プロジェクトとその場所の説明
- 産業プロジェクトの資金調達の組織構造と、外部または外国からの資金調達の割合および種類を明記する
- 産業プロジェクトの運営開始日
- 産業プロジェクトの工業生産についての説明
- 申請するインセンティブのカテゴリー

F. 期間

委員会は、申請書の提出日から 45 日以内に審査を行い、7 営業日以内に受理または却下のいずれかを投資家に通知するものとし、後者の場合、委員会は却下の理由を明示するものとする。

G. 証明書の発行

委員会の承認後、産業プロジェクトに対して適格証明書が発行される。奨励金は、申請書が課税年度末から 30 日以内に提出された場合、資格申請書を提出する前の課税年度から支払われる。締め切り後に提出された申請書については、当年度から対象となる。

H. 奨励金の支払い

- この奨励金は 7 年連続で支給される。
- 投資家／プロジェクトは、実現した所得に関する確定申告書を提出する前に、各年度の奨励金支給申請書を委員会に提出するものとする。

- 財務省は、確定申告書の提出期限から 45 日以内に奨励金を支払うものとし、45 日以内に支払われない場合は遅延損害金が課される。

I. 暫定承認

投資家は、プロジェクトを設立する前の予備段階において、委員会に対し、財務的・技術的要件を検討し、税制優遇の適格性に関する必要な説明を受け、プロジェクトが税制優遇の条件を満たすという最初の承認を得るための申請書を提出することができる。

この初回承認はGAFI長官の承認を得るものとし、発行日から3年間有効で拘束力を持つ。

J. 税制優遇措置の禁止または取り消し

この奨励金は、株主の誰かが、政令が発効した時点で既存の会社の資産を使ってプロジェクトを設立した、または、税制優遇措置の対象となる新規プロジェクトを設立する目的で既存の会社/プロジェクトを清算したことが証明された場合、当該プロジェクトには付与されない。

奨励金の付与後に違反が確認された場合、奨励金はただちに取り消され、違反企業は付与された奨励金額を返金する義務を負う。